

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱の
一部を改正する要綱の制定について

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱（平成16年教
育委員会告示第9号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

平成29年7月3日提出

名張市教育委員会
教育長 上島和久

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱 の制定について

1. 改正理由

「名張市公募型プロポーザル方式実施指針（平成21年8月3日策定）」に準じて、選考委員会の所管事項及び委員構成に係る規定を整理するため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 所管事項から、その他学校給食調理等委託業者の選考に関し必要な事項を削る。
- (2) 名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会の委員構成を次のように改める。
 - ア 学校長
 - イ 学識経験者
 - ウ 市長の補助機関である職員（子育てに関する事務を所管する部の職員に限る。）
 - エ 教育委員会事務局の職員
 - オ その他教育委員会が必要と認める者

3. 施行期日

告示の日から施行する。

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱
名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱（平成16年教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第5条第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 学識経験者

(3) 市長の補助機関である職員（児童福祉に関する事務を所管する部の職員に限る。）

(4) 教育委員会事務局の職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

第5条第6号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正案	現行
(所管事項) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会教育長に報告する。 (1) 学校給食調理等業務委託業者選考基準（以下「選考基準」という。）の審議 (2) 選考基準に基づく委託業者の選定	(所管事項) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会教育長に報告する。 (1) 学校給食調理等業務委託業者選考基準（以下「選考基準」という。）の審議 (2) 選考基準に基づく委託業者の選定 <u>(3) その他学校給食調理等委託業者の選考に關し必要な事項</u>
(委員) 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、名張市教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) 校長 (2) 学識経験者 (3) 市長の補助機関である職員（子育てに関する事務を所管する部の職員に限る。） (4) 教育委員会事務局の職員 (5) その他教育委員会が必要と認める者	(委員) 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、名張市教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) 校長 (2) 教職員 (3) 保護者 (4) 給食調理員 (5) 学識経験者 (6) 教育委員会事務局職員